

「山形県幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正について意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和7年1月20日（月）～令和7年2月19日（水）まで

2 意見の件数

3件（意見提出者1人）

3 提出された御意見及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」と記載）の第5条第5項において副園長又は教頭は置くように努めなければならないとあるが、県内の幼保連携型認定こども園での配置状況はどのようになっているか。	県内の幼保連携型認定こども園83園のうち、54園で副園長又は教頭を配置しています。
2	この基準は【従うべき基準】、【標準】または【参酌すべき基準】のどれにあたるか。	従うべき基準にあたります。
3	期間が2年延長となったが、山形県は幼保連携型認定こども園が基準を満たすように指導する計画を策定するのか。また、幼保連携型認定こども園を支援する制度はあるか。	各園長は全ての職員が保育士資格及び幼稚園教諭免許状を併有できるように、単位を取得しやすい環境を整備することとされており、各施設等において、特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取組みが求められています。 県では、来年度から上記の取組みを指導監査の項目に位置づけ、各園が適切に対応しているか確認することとしております。 また、県では指定保育士養成施設や大学等で保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得するための受講料等に対する補助事業を実施しております。